

会費および負担金に関する規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、大津商工会議所定款（以下「定款」という。）第17条第2項、第22条第1項および第29条第1項の規定に基づき、会員の会費、特別会員の会費および特定商工業者の負担金に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員 定款第10条に規定する商工業者等をいう。
- (2) 個人会員 定款第10条第2項に規定する商工業者である個人および同条第1項第2号に規定する個人の会員をいう。
- (3) 法人会員 定款第10条第2項に規定する商工業者である法人の会員をいう。
- (4) 団体会員 定款第10条第1項第1号に規定する団体の会員をいう。

(会費1口の金額)

第3条 会費は口数制とし、年額会費1口の金額は3,000円とする。ただし、新たに加入する者のその年度の会費は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から9月末日までに加入する者の会費は、年額の全額
- (2) 10月1日から3月末日までに加入する者の会費は、年額の2分の1

(会費負担口数)

第4条 会員の負担する会費の口数は、個人会員および団体会員は従業員数を、法人会員は資本金額、従業員数を基準とし、別表1によってこれを定める。ただし、15口以上に満たない議員会員については、15口を最低口数とする。

- 2 前項の規定のほか、議員および役員（専務理事を除く。）の負担する特別会費は、別表2によってこれを定める。
- 3 第1項の規定によるものの他、自らの意志によって第1項に規定する会費負担口数を超えて会費金額を納付する企業・法人にあっては、これを妨げるものではない。

(会費の減免)

第5条 災害等の罹災者で会費および負担金の負担が著しく困難と認められる場合は、会員の申請により会頭の承認を得て会費を減額し、または免除することができる。

(会費の納期)

第6条 会員の会費の納期は、次のとおりとする。ただし、新たに加える会員のその年度の会費の納期については、加入のときとする。

会費の納期 原則1回 5月

ただし、特別の事情があつて一括払込みができない場合は5月および10月の2期に分納することができる。

(会費の払込方法)

第7条 会員の会費は、前条の納期にその年額を納入するものとする。ただし、その年額を分納して納入することを妨げない。

(特別会員の会費)

第8条 特別会員の会費については、第3条から前条までの規定を準用する。

(負担金の金額)

第9条 特定商工業者に賦課する負担金は、滋賀県知事の許可を受けた金額とする。ただし、会員については、会費と負担金の重複賦課はしない。

(負担金の納期)

第10条 負担金の納期は、その都度定める。

附 則

この規約は、昭和62年7月23日から施行する。

大津商工会議所加入手続並会費収納規程(昭和30年1月22日施行)は廃止する。

附 則(平成26年12月16日改正)

この規約は、平成26年12月16日から施行する。

附 則(令和元年7月9日改正)

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日改正)

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

会費

1. 個人会員

従業員数	口数	会費額
5人未満	5	15,000円
5人以上 9人以下	6	18,000円
10人以上 14人以下	7	21,000円
15人以上 19人以下	8	24,000円
20人以上 29人以下	10	30,000円
30人以上	12	36,000円

2. 法人会員

資本金額割			従業員数割		
区分	口数	算出額	区分	口数	算出額
100万円未満	2	6,000円	5人以下	3	9,000円
100万円以上 500万円未満	3	9,000円	6人以上 10人以下	4	12,000円
500万円以上 1000万円未満	4	12,000円	11人以上 20人以下	6	18,000円
1000万円以上 3000万円未満	5	15,000円	21人以上 50人以下	8	24,000円
3000万円以上 5000万円未満	7	21,000円	51人以上 100人以下	10	30,000円
5000万円以上 1億円未満	10	30,000円	101人以上 200人以下	15	45,000円
1億円以上 5億円未満	20	60,000円	201人以上 300人以下	25	75,000円
5億円以上 10億円未満	30	90,000円	301人以上 500人以下	35	105,000円
10億円以上 30億円以上	40	120,000円	501人以上 700人以下	50	150,000円
30億円以上 50億円未満	50	150,000円	701人以上 1000人以下	70	210,000円
50億円以上 100億円未満	60	180,000円	1001人以上 1500人以下	90	270,000円
100億円以上	70	210,000円	1501人以上 2000人以下	120	360,000円
			2001人以上	150	450,000円

3. 団体会員

従業員数	口数	会費額
5人未満	5	15,000円
5人以上 9人以下	6	18,000円
10人以上 14人以下	7	21,000円
15人以上 19人以下	8	24,000円
20人以上 29人以下	10	30,000円
30人以上 49人以下	12	36,000円
50人以上 99人以下	16	48,000円
100人以上	20	60,000円

4. 会費の算定

- (1) 1口の会費は3,000円とし、最低持口数は5口とする。
- (2) 法人会員の場合は、資本金の欄の口数と従業員の欄の口数の合計口数が会費負担口数となる。(ただし、本商工会議所の地区内に、本社または本店を有しない法人事業所のうち、本地区内の事業所の従業員が20人以下でその資本金が5,000万円以上の事業所にあつては、資本金割口数の最高限度を7口とし、従業員が21人以上で、その資本金が、5,000万円以上の事業所にあつては、資本金割口数の最高限度を10口とする。)

別表2
特別会費

会 頭	年額	500,000円
副 会 頭	年額	300,000円
常議員・監事	年額	100,000円
議 員	年額	50,000円